従業員ヨリ脱退スル者ヲ極力防止シ一旦大勢ニ順応スル様為サシメ
ルニ至リ廿七日会社ハ組合ヲ訪問シ(?)社長ノ意見ヲ折衝ノ結果会
社側ハ職工ノ要求ヲ拒絶シ職工中男五名女三名ハ依ツテ解雇シ爾
後会社ハ他ノ職工ヲ就業セシメテ同月廿九日解決セリ

(四)森楽毛織株式会社工場

所在地 名古屋市東区新出来町

労働者 男 一三名 女 一〇三名 計 一一六名

内加入者 男 三名 女 九名 計 一二名 名古屋労働組合

争因経過

当工場職工前田某ハ平素当工場監督ニ対シ私怨ヲ抱キ居リ
タルガ今回待遇改善ニ籍口シテ(五月廿八日)職工ヲ扇動シ私怨ヲ
晴サントシテ九月廿二日嘆願書ヲ提出シ他職工ヲ煽動シタルニ依リ

(一)、一定工数ナキ者 名古屋工場ニ於テハ従来ノ通リ日給ヲ支給スルコト
(二)、野々村係長ヲ他ノ工場ニ転勤セシムルコト
(三)、本人ノ都合ニ依リ退職シタル者ニ対シ九月分手当及退職
手当ヲ支給スルコト
(イ)、一ケ年未満ノ者ニ対シ日給二十日分
(ロ)、一ケ年ヲ増ス毎ニ日給十日分
(四)、今後解雇ヲ要セザル規定ヲ廃止スルコト
(五)、労働組合ニ加入ノ自由ヲ保障スルコト
(六)、本要求ニ対シ解雇転勤者ヲ出サザルコト
右ニ要求ニ対シ工場側ハ協議ノ結果大体職工ノ要求ヲ容レ
同日前田某ニ対シ大部分ヲ容認シ前田ノ依頼退職ヲ許シ会
社ノ一定工場ニ転勤セシメルコトトシテ解決セリ

財團法人協調會
財團法人協調會